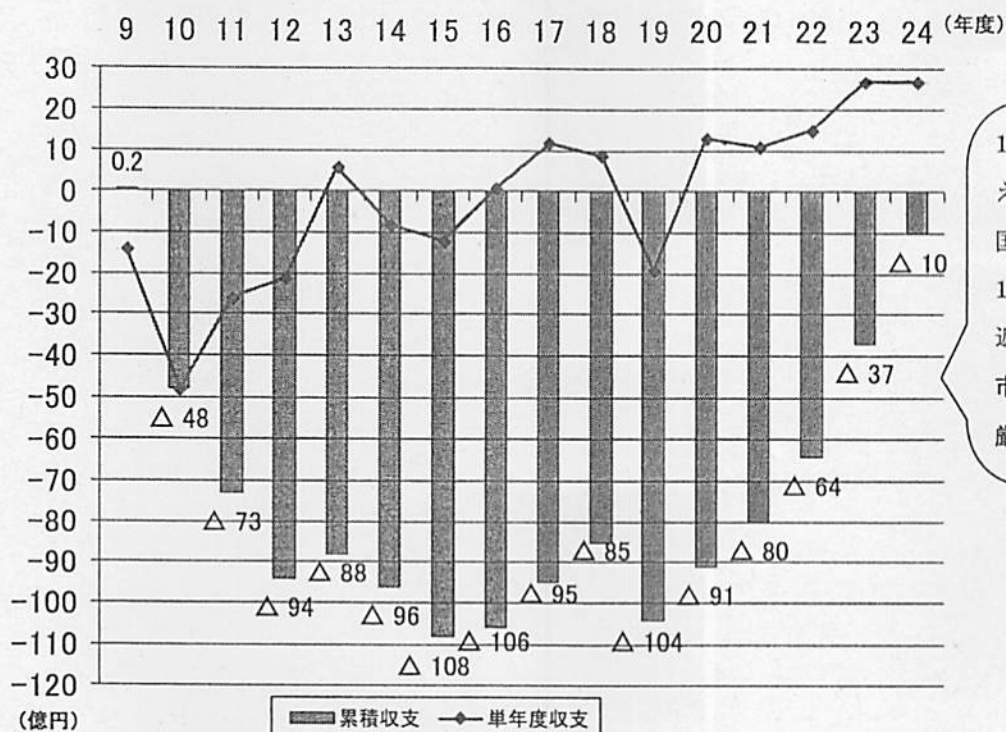


1 京都市国民健康保険財政の状況

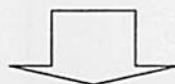
(1) 京都市国保の収支の推移（億円）



10 億円の累積赤字に加え、平成 24 年度における国からの過大交付である 15 億円を平成 25 年度に返還する必要があるため、本市国保財政は依然として厳しい状況にある。

(2) 京都市国保を取り巻く状況

- 高齢化の進展、医療の進歩に伴う医療費の増
- 低所得者加入割合の増加
- 「連結実質赤字比率」の導入により、一層の財政健全化が求められている。



今後も厳しい財政運営が見込まれることから、これ以上赤字を増やさないために、単年度で確実に収支均衡を図ることが必要。

しかし、京都市国保を含め、多くの保険者においては、被保険者の負担軽減を図るため、一般会計繰入金に頼らざるを得ない厳しい状況にあるとともに、被保険者においてもその負担は限界に達しつつある。



国においては、社会保障・税一体改革等に基づく、約 2,200 億円の公費の投入（平成 26 年度は保険料軽減拡充の財源として 500 億円を投入予定）などによる財政基盤の強化や国保の都道府県単位化などの制度改革を予定している。



本市においても、大変厳しい財政状況ではあるが、被保険者の負担を軽減するためにできる限りの財政支援を行うとともに、国に対して、国保を含むすべての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移

(単位: 百万円)

年 度	単年度収支	累 積 収 支	年 度	単年度収支	累 積 収 支
36	△ 396	△ 396	62	1,153	△ 6,315
37	△ 259	△ 655	63	2,105	△ 4,210
38	△ 293	△ 948	元	2,389	△ 1,821
39	△ 366	△ 1,314	2	3,142	1,321
40	157	△ 1,157	3	3,192	4,513
41	△ 164	△ 1,321	4	3,038	7,551
42	33	△ 1,288	5	594	8,145
43	△ 86	△ 1,374	6	△ 2,126	6,019
44	259	△ 1,115	7	△ 1,854	4,165
45	23	△ 1,092	8	△ 2,744	1,421
46	△ 210	△ 1,302	9	△ 1,402	19
47	63	△ 1,239	10	△ 4,775	△ 4,756
48	66	△ 1,173	11	△ 2,569	△ 7,325
49	22	△ 1,151	12	△ 2,070	△ 9,395
50	△ 522	△ 1,673	13	643	△ 8,752
51	401	△ 1,272	14	△ 819	△ 9,571
52	278	△ 994	15	△ 1,183	△ 10,754
53	1,646	652	16	124	△ 10,630
54	133	785	17	1,172	△ 9,458
55	△ 940	△ 155	18	948	△ 8,510
56	△ 628	△ 783	19	△ 1,934	△ 10,444
57	109	△ 674	20	1,332	△ 9,112
58	664	△ 10	21	1,143	△ 7,969
59	△ 1,626	△ 1,636	22	1,546	△ 6,423
60	△ 3,429	△ 5,065	23	2,729	△ 3,694
61	△ 2,403	△ 7,468	24	2,728	△ 966

2 平成26年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

項 目	25 年度予算	26 年度予算(案)	増△減
一般被保険者数	352,000 人	347,000 人	△ 5,000 人(△1.42%)
一般世帯数	217,000 世帯	217,000 世帯	0 世帯(±0.00%)
一般医療費総額	116,995 百万円	118,128 百万円	1,133 百万円(+0.97%)
一般1人当たり医療費	332,372 円	340,427 円	8,055 円(+2.42%)

(2) 平成26年度保険料について

ア 平成26年度における保険料の取扱い

被保険者の負担軽減を図るため、平成26年度においても平成25年度と同様に保険料率を据え置くこととする。

なお、後発医薬品差額通知の取組などによる経費の節減と保険料最高限度額の引上げの実施、前期高齢者交付金の増加見込などに加え、平成25年度と同額の約77億円もの一般会計繰入金（財政支援分）を確保することで、保険料率の据置が可能となった。



保険料率を据え置くことにより、所得が前年所得と同額ならば保険料も同額になるといったわかりやすい保険料の設定が可能となる。

ただし、後期高齢者支援分と介護分については、中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料の最高限度額を2万円ずつ引き上げる制度改正を予定していることから、所得の高い世帯については負担が増加することとなる。

この結果、1人当たり平均保険料は、昨年度と比較して、医療分では減少するが、後期高齢者支援分及び介護分では上がることとなる。

イ 保険料率の比較

		25年度 A	26年度(案) B	増△減 B-A
医療	平等割	19,330円	19,330円	0円
	均等割	26,270円	26,270円	0円
	所得割	8.99%	8.99%	0pt
後期	平等割	6,040円	6,040円	0円
	均等割	8,210円	8,210円	0円
	所得割	2.93%	2.93%	0pt
介護	平等割	4,970円	4,970円	0円
	均等割	9,260円	9,260円	0円
	所得割	2.76%	2.76%	0pt

ウ 1人当たり平均保険料の比較

	25年度 A	26年度(案) B	増△減 B-A
医療分(ア)	60,999円	60,469円	△ 530円
後期高齢者支援分(イ)	19,004円	19,093円	89円
(ア)+(イ)	80,003円	79,562円	△ 441円
介護分(ウ)	21,418円	21,419円	1円
(ア)+(イ)+(ウ)	101,421円	100,981円	△ 440円

エ 一般会計繰入金の比較

	25年度 A	26年度(案) B	増△減 B-A
一般会計繰入金総額	14,850百万円	15,580百万円	730百万円
保険基盤安定繰入分	7,173百万円	7,894百万円	721百万円
システム改修分(臨時)	0百万円	9百万円	9百万円
財政支援分(任意繰入)	7,677百万円	7,677百万円	0百万円
(財政支援分1人当たり繰入額)	21,808円	22,122円	314円

(3) 収支見込

《平成 26 年度国保特別会計収支見込》

① 一般医療分

1人当たり医療費が増加（対前年度予算比+2.42%）するものの、後発医薬品差額通知の実施などによる経費の節減、前期高齢者交付金の増加見込（+2.40%）及び前年度同額となる一般会計繰入金（財政支援分）の確保などにより、11億700万円の歳入超過（黒字）が見込まれる。

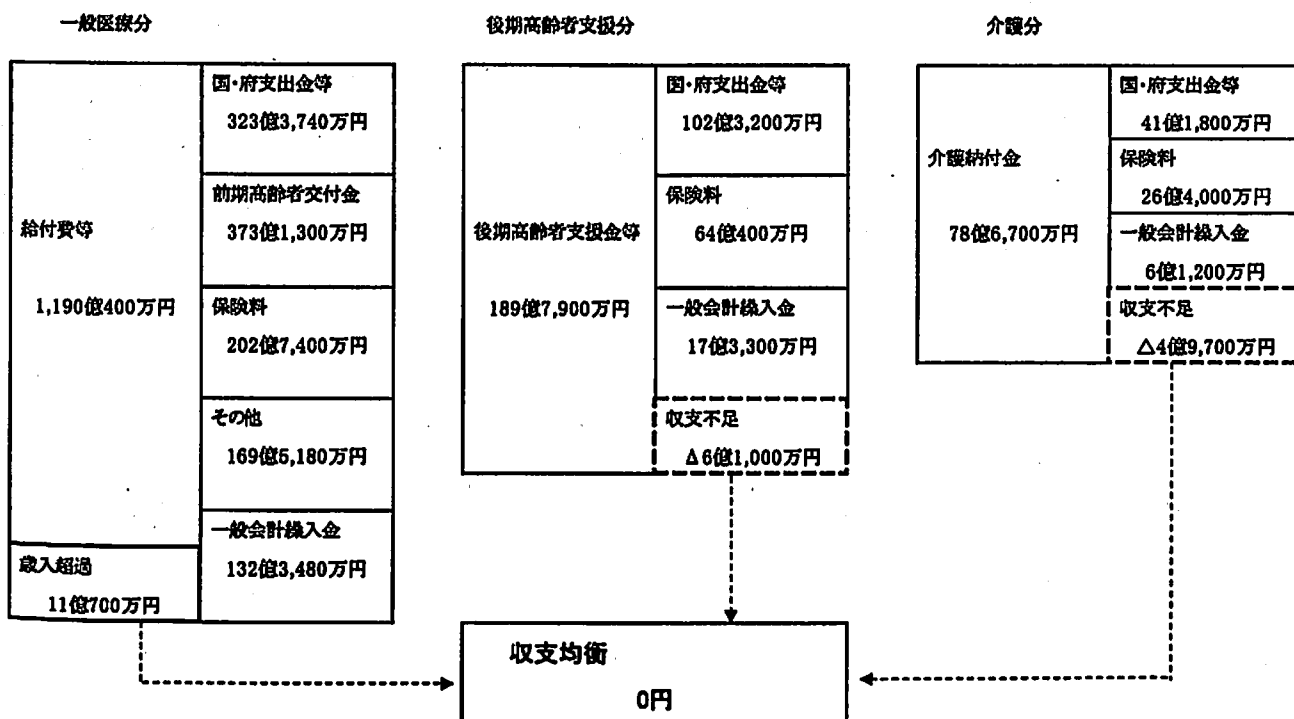
② 後期高齢者支援分（後期高齢者医療制度に係る国保負担分）

国通知の数値に基づき、後期高齢者支援金見込の算定を行うものであるが、平成26年度の後期高齢者の医療費の増加見込に伴う支援金の増に対して、前々年度の精算に伴い生じた返還額が相殺されることから、拠出する支援金は減少（△0.26%）するが、結果として、6億1,000万円の収支不足（赤字）が見込まれる。

③ 介護分（介護保険第2号被保険者40～64歳が対象、介護保険に係る国保負担分）

国通知の数値に基づき、介護納付金の算定を行うものであるが、平成26年度の介護費の増加見込に伴う納付金の増に対して、前々年度の精算に伴い生じた返還額が相殺されることから、拠出する納付金は減少（△0.58%）するが、結果として、4億9,700万円の収支不足（赤字）が見込まれる。

【収支状況イメージ】



3 平成26年度財政状況

(単位: 百万円)

項 目			25 年 度 予 算	26 年 度 財 政 見 込	増△減	備 考
一 般 医 療 分	歳 入	保 險 料	20,580	20,274	△ 306	保険料軽減の拡充等による減 調整交付金の減 前期高齢者(65～74歳)の加入割合の増 保険料軽減の拡充による増
		国・府支出金等	32,913	32,337	△ 576	
		前期高齢者交付金	36,440	37,313	873	
		一般会計繰入金	12,705	13,235	530	
		そ の 他	16,710	16,952	242	
		計	119,348	120,111	763	
	歳 出	給 付 費	96,597	97,992	1,395	1人当たり医療費増(+2.42%), 総医療費増(+0.97%)
		老人保健拠出金	1	1	0	
		前期高齢者納付金	23	24	1	
		保 健 事 業 費	1,056	1,069	13	
		そ の 他	20,008	19,918	△ 90	
		計	117,685	119,004	1,319	
	差 引 過 不 足 額		1,663	1,107	△ 556	
後 期 高 齢 者 支 援 分	歳 入	保 險 料	6,441	6,404	△ 37	調整交付金の増 保険料軽減の拡充による増
		国・府支出金等	9,956	10,232	276	
		一般会計繰入金	1,571	1,733	162	
		計	17,968	18,369	401	
	歳 出	後 期 支 援 金	19,028	18,979	△ 49	
	差 引 過 不 足 額		△ 1,060	△ 610	450	
介 護 分	歳 入	保 險 料	2,716	2,640	△ 76	
		国・府支出金等	4,020	4,118	98	
		一般会計繰入金	574	612	38	
		計	7,310	7,370	60	
	歳 出	介 護 納 付 金	7,913	7,867	△ 46	
	差 引 過 不 足 額		△ 603	△ 497	106	
退 職 者 医 療 分	歳 入	保 險 料	1,789	1,807	18	退職者医療費の増に伴う交付金の増
		療養給付費交付金	4,393	5,082	689	
		そ の 他	36	11	△ 25	
		計	6,218	6,900	682	
	歳 出	給 付 費	6,214	6,897	683	退職者医療費の増
		そ の 他	4	3	△ 1	
		計	6,218	6,900	682	
		差 引 過 不 足 額		0	0	
差 引 過 不 足 額 合 計		0	0	0		
歳 入 総 合 計		150,844	152,750	1,906		
歳 出 総 合 計		150,844	152,750	1,906		

※一般会計繰入金の内訳

(百万円)

	25年度予算	26年度財政見込	増△減
保険基盤安定繰入金	7,173	7,894	721
財政支援分繰入金	7,677	7,677	0
システム改修分(臨時)	0	9	9
計	14,850	15,580	730

4 平成26年度における制度改正

(1) 最高限度額の改定【諮問事項】(資料2を用いて説明。)

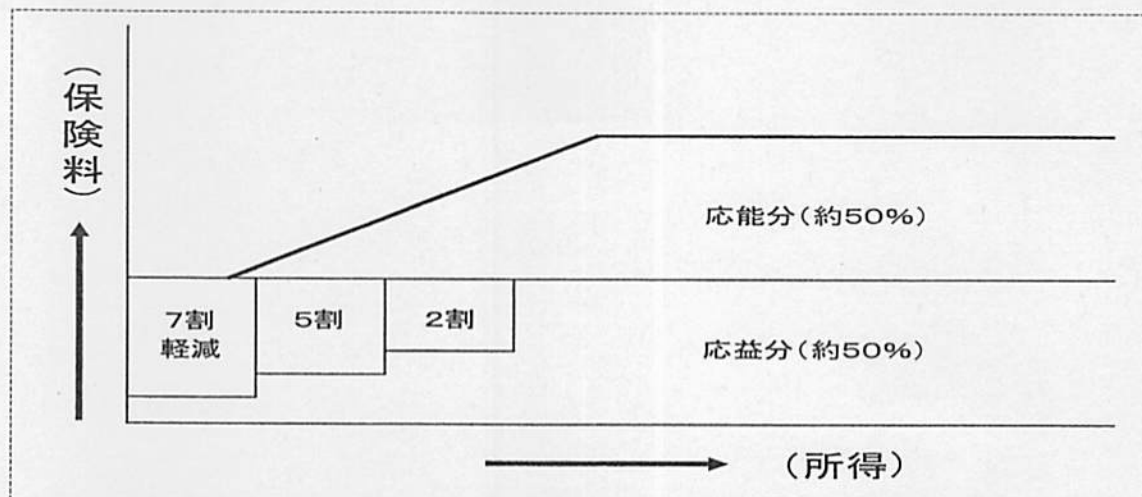
(2) 保険料軽減措置の対象世帯の拡大

保険料軽減措置について、国民健康保険法施行令の改正により、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準額の引上げ等を行い、対象世帯を拡大する。

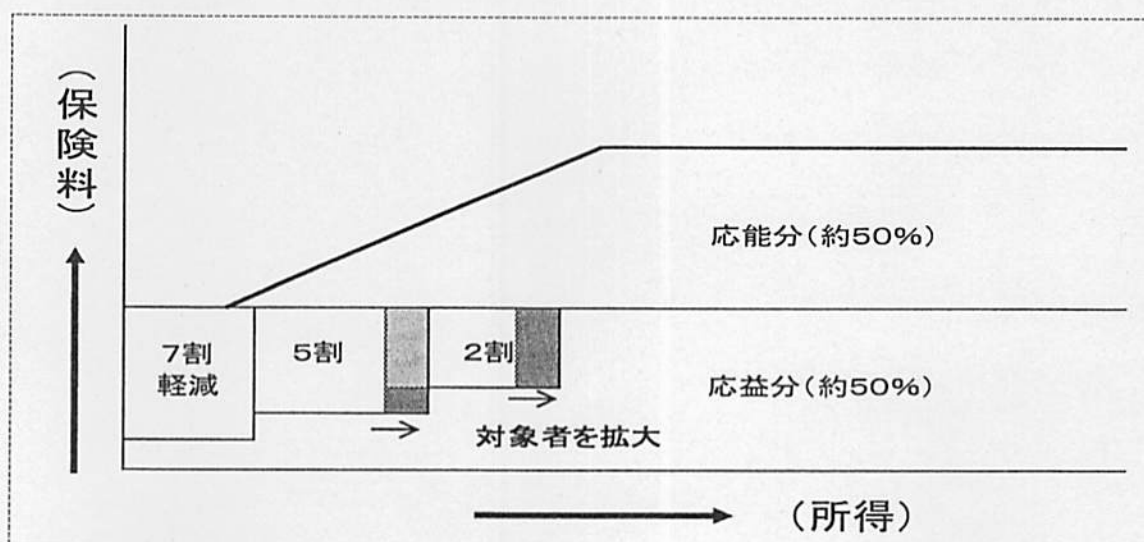
軽減区分	現行の軽減判定(基準)所得	改正後の軽減判定(基準)所得
5割軽減	330,000円 + (世帯主を除く被保険者数 × 245,000円)	330,000円 + (被保険者数 × 245,000円)
2割軽減	330,000円 + (被保険者数 × 350,000円)	330,000円 + (被保険者数 × 450,000円)

[保険料軽減拡充に係るイメージ図]

< 現行 >



< 改正後 >



(3) 70歳～74歳の被保険者に係る一部負担金の割合の見直し

70歳～74歳の被保険者の一部負担金の割合について、国民健康保険法の改正により、平成20年4月から、負担割合が1割から2割に引き上げられることとなっていたが、国による特例措置により、平成26年3月までの間、1割に据え置かれているところである。

今回の見直しにより、平成26年4月以降に新たに70歳となる被保険者（生年月日が昭和19年4月2日以降）から、順次、負担割合が2割に引き上げられる予定とされている。生年月日が昭和19年4月1日以前の被保険者については、引き続き、負担割合は1割に据え置かれる予定である。

なお、負担割合が1割で市民税が課税されている世帯に係る高額療養費の自己負担限度額については、法令上、平成21年4月以降、44,400円から62,100円に引き上げられているが、国による経過措置により、平成26年3月までの間、44,400円に据え置かれている。この点については、平成26年4月以降も、引き続き、同額の44,400円となるよう国民健康保険法施行令の改正が予定されている。

○一部負担金の割合

平成26年3月まで		平成26年4月以降	
70歳～74歳	2割→1割	70歳～74歳 (S.19.4.1生以前)	1割
		70歳年齢到達 (S.19.4.2生以降)	2割

○高額療養費の自己負担限度額

平成26年3月まで	平成26年4月以降
外来： 24,600円 →12,000円 入院： 62,100円 →44,400円	外来：12,000円 入院：44,400円

(4) 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額の見直し

70歳未満の被保険者に係る高額療養費の自己負担限度額について、中低所得者層の負担に配慮するとともに、負担能力に応じた負担となるようにとの観点から、国民健康保険法施行令の改正により、所得区分を3区分から5区分に細分化することが予定されている。

具体的には、平成27年1月から、所得区分が「一般所得者」のうち、年収が約370万円未満の世帯については、限度額の引き下げを行い、所得区分が「上位所得者」の世帯については、区分を年収約770万円以上と約1,160万円以上とに分けるとともに、限度額を引き上げることが予定されている。

[高額療養費制度見直し案]



現行		
所得区分・年収		限度額
上位	約770万円～	150,000+ (総医療費-500,000)×1% <多数該当 83,400>
一般	～約770万円	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数該当 44,400>
低所得	住民税 非課税	35,400 <多数該当 24,600>

改正		
所得区分・年収		限度額
上位	約1,160万円～	252,600+ (総医療費-842,000)×1% <多数該当 140,100>
	約1,160万～ 約770万円	167,400+ (総医療費-558,000)×1% <多数該当 93,000>
一般	約770万～ 約370万円	80,100+ (総医療費-267,000)×1% <多数該当 44,400>
	～約370万円	67,600 <多数該当 44,400>
低所得	住民税 非課税	35,400 <多数該当 24,600>

(5) 産科医療補償制度の見直し

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償（補償金3,000万円）等を目的として、平成21年1月から運営が開始されたものであり、一分娩当たり3万円を掛金として医療機関等が加入するものである。

出産育児一時金については、被保険者が上記の医療機関等で出産した場合、掛金相当分として3万円を加算して、1人当たり42万円を支給しているところである。

産科医療補償制度については、現在、補償対象者数について、国の当初予測を下回るとの推計がなされているところであり、平成21年1年間の保険料総額315億円のうち、120億円程度の剰余金が生じる見込みとなっている。

そのため、補償対象の拡大や掛金の引下げ等、平成27年1月からの制度改正に向けた議論が国において行われているところである。

1. 基礎計数

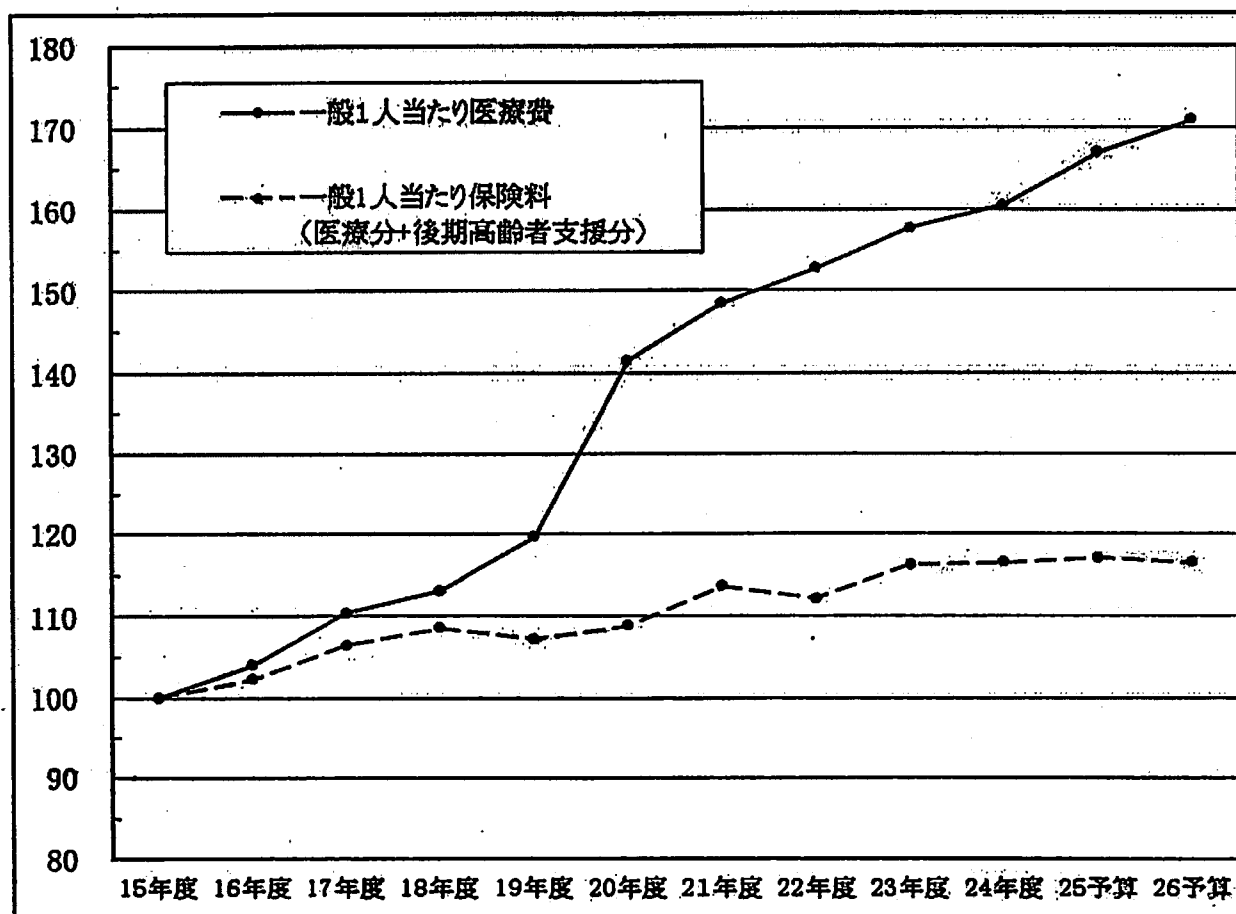
項 目			平成25年度予算	平成26年度財政見込	増△減
医	被 保 険 者 数	一 般 分	352,000 人	347,000 人	△ 5,000 人
		退 職 分	17,000 人	18,000 人	1,000 人
		合 計	369,000 人	365,000 人	△ 4,000 人
療	世 帯 数	一 般 分	217,000 世帯	217,000 世帯	0 世帯
		退 職 分	10,000 世帯	10,000 世帯	0 世帯
		合 計	227,000 世帯	227,000 世帯	0 世帯
分	総 医 療 費	一 般 分	116,995 百万円	118,128 百万円	1,133 百万円
	1人当たりレセプト件数	一 般 分	14.50 件	14.89 件	0.39 件
	1件当たり医療費	一 般 分	22,918 円	22,858 円	△ 60 円
	1人当たり医療費	一 般 分	332,372 円	340,427 円	8,055 円
	1 人 当 たり 保 険 料	一 般 分	60,999 円	60,469 円	△ 530 円
後 支 援 高 分 期 高 齢 者	1人当たり後期高齢者支援金		51,566 円	51,997 円	431 円
	1 人 当 たり 保 険 料	一 般 分	19,004 円	19,093 円	89 円
介 護 分	第 2 号 被 保 険 者 数		133,000 人	128,000 人	△ 5,000 人
	第 2 号 被 保 険 者 世 帯 数		108,000 世帯	104,000 世帯	△ 4,000 世帯
	1 人 当 たり 介 護 納 付 金		59,496 円	61,461 円	1,965 円
	1 人 当 たり 保 険 料		21,418 円	21,419 円	1 円

2. 1人当たり医療費・保険料の推移

伸び率:平成15年度を100とした場合の値

	一般1人当たり医療費		一般1人当たり保険料 (医療分+後期高齢者支援分)	
	円	伸 び 率	円	伸 び 率
15年度	199,194	100.0	68,322	100.0
16年度	207,166	104.0	69,860	102.3
17年度	219,967	110.4	72,778	106.5
18年度	225,277	113.1	74,196	108.6
19年度	238,372	119.7	73,329	107.3
20年度	281,674	141.4	74,414	108.9
21年度	295,630	148.4	77,659	113.7
22年度	304,205	152.7	76,688	112.2
23年度	314,202	157.7	79,448	116.3
24年度	319,679	160.5	79,561	116.5
25予算	332,372	166.9	80,003	117.1
26予算	340,427	170.9	79,562	116.5

伸 び 率 の 推 移



3. 所得階層別保険料負担の状況（保険料率据置き）

（給与収入、2人世帯モデル）

		平成25年度				平成26年度(案)				
		医療分	後期支拂分	介護分	合 計	医療分	後期支拂分	介護分	合 計	
	平等割	19,330 円	6,040 円	4,970 円	30,340 円	19,330 円	6,040 円	4,970 円	30,340 円	
	均等割	26,270 円	8,210 円	9,260 円	43,740 円	26,270 円	8,210 円	9,260 円	43,740 円	
	所得割	8.99 /100	2.93 /100	2.76 /100	14.68 /100	8.99 /100	2.93 /100	2.76 /100	14.68 /100	
	限度額	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	51 万円	16 万円	14 万円	81 万円	
給与支払額 (千円)	総所得金額 (千円)	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	保険料額(円) 負担率	増減(円) 増減(%)
650	0 (7割軽減)	21,561 3.3	6,738 1.0	7,047 1.1	35,346 5.4	21,561 3.3	6,738 1.0	7,047 1.1	35,346 5.4	0 0.0
1,150	500 (5割軽減)	51,215 4.5	16,210 1.4	16,435 1.4	83,860 7.3	51,215 4.5	16,210 1.4	16,435 1.4	83,860 7.3	0 0.0
1,667	1,000 (2割軽減)	117,726 7.1	37,598 2.3	37,282 2.2	192,606 11.6	117,726 7.1	37,598 2.3	37,282 2.2	192,606 11.6	0 0.0
2,400	1,500	177,050 7.4	56,740 2.4	55,780 2.3	289,570 12.1	177,050 7.4	56,740 2.4	55,780 2.3	289,570 12.1	0 0.0
3,115	2,000	222,000 7.1	71,390 2.3	69,580 2.2	362,970 11.7	222,000 7.1	71,390 2.3	69,580 2.2	362,970 11.7	0 0.0
3,800	2,500	266,950 7.0	86,040 2.3	83,380 2.2	436,370 11.5	266,950 7.0	86,040 2.3	83,380 2.2	436,370 11.5	0 0.0
4,425	3,000	311,900 7.0	100,690 2.3	97,180 2.2	509,770 11.5	311,900 7.0	100,690 2.3	97,180 2.2	509,770 11.5	0 0.0
5,050	3,500	356,850 7.1	115,340 2.3	110,980 2.2	583,170 11.5	356,850 7.1	115,340 2.3	110,980 2.2	583,170 11.5	0 0.0
5,675	4,000	401,800 7.1	129,990 2.3	120,000 2.1	651,790 11.5	401,800 7.1	129,990 2.3	124,780 2.2	656,570 11.6	4,780 0.7
6,300	4,500	446,750 7.1	140,000 2.2	120,000 1.9	706,750 11.2	446,750 7.1	144,640 2.3	138,580 2.2	729,970 11.6	23,220 3.3
6,889	5,000	491,700 7.1	140,000 2.0	120,000 1.7	751,700 10.9	491,700 7.1	159,290 2.3	140,000 2.0	790,990 11.5	39,290 5.2
7,445	5,500	510,000 6.9	140,000 1.9	120,000 1.6	770,000 10.3	510,000 6.9	160,000 2.1	140,000 1.9	810,000 10.9	40,000 5.2
8,000	6,000	510,000 6.4	140,000 1.8	120,000 1.5	770,000 9.6	510,000 6.4	160,000 2.0	140,000 1.8	810,000 10.1	40,000 5.2
限度額となる総所得金額(千円)		5,204	4,342	3,827		5,204	5,024	4,551		(医療分) 0
総所得金額に対する保険料負担率(%)		9.8	3.2	3.1		9.8	3.2	3.1		(後期支拂分) 683
										(介護分) 725

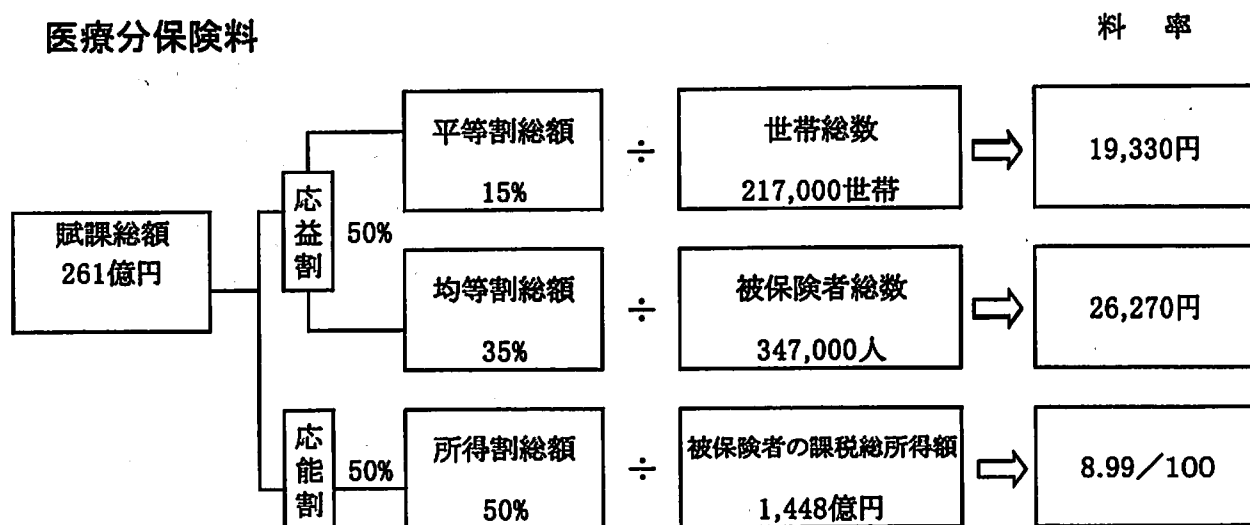
※ 「負担率」は、給与支払額に占める保険料額の割合。

※ 「増減」(円)は25年度保険料(合計)に対する増減額、「増減」(%)は25年度保険料(合計)に対する増減率。

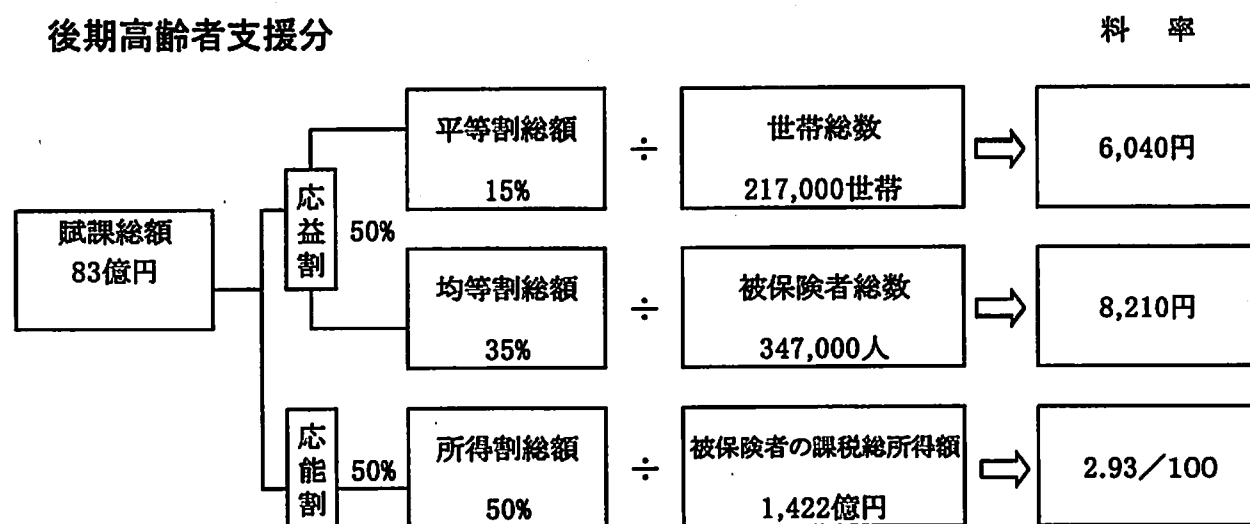
料率を据え置いた場合、増減は「0」となるが、限度額改定により、保険料負担が増加することとなる。

4. 平成26年度保険料（案）算定方法

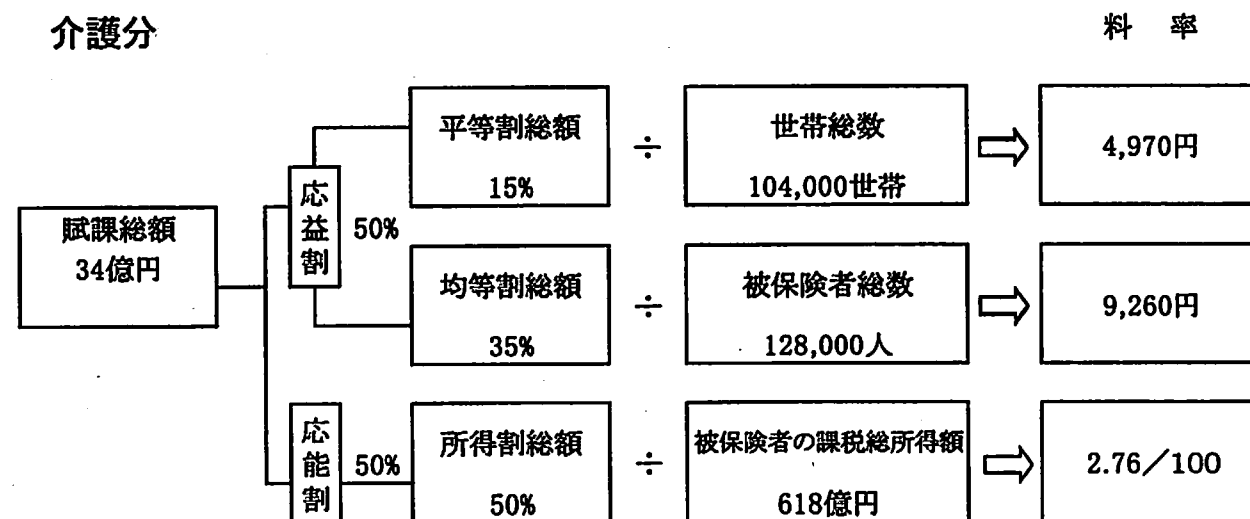
医療分保険料



後期高齢者支援分



介護分



※ 賦課総額

医 療 分：当該年度の医療費等の見込額から国・府の支出金や交付金等の見込額を差し引いた額

後期高齢者支援分：当該年度の後期高齢者支援金から国・府の支出金等の見込額を差し引いた額

介 護 分：当該年度の介護納付金から国・府の支出金等の見込額を差し引いた額

課 税 総 所 得 額：算定対象となる総所得金額から基礎控除(33万円)を除いた所得